事 務 連 絡 令和2年3月10日

都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 後期高齢者医療主管課(部) 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省保険局国民健康保険課厚生労働省保険局高齢者医療課

## 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する 傷病手当金の支給等について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたところです。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者(発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。以下同じ。)に対する傷病手当金の支給について、管内における感染状況等を踏まえ、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険組合において御検討いただくようお願いしたいと考えております。

つきましては、下記のとおりとりまとめましたので、都道府県におかれては、 管内市町村及び国民健康保険組合への周知をお願い申し上げます。

記

1 傷病手当金の支給については、市町村、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険組合は、条例又は規約の定めるところにより行うことができることとされているが(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第58条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第86条第2項)、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して別添のとおり傷病手当金を支給することについて検討いただきたいこと。

- 2 上記の傷病手当金の支給に要した費用については、市町村、後期高齢者医療 広域連合及び国民健康保険組合への全額の財政支援を行う予定であること。 この場合、支給額は給与収入の3分の2に相当する額とし、適用は本年9月30 日までの間で療養のため労務に服することができない期間とするものである こと。
- 3 上記の傷病手当金に対する財政支援の詳細や条例の改正例、事務処理等については、追ってお示しする予定であること。

## 1. 制度概要

○ 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている(いわゆる「任意給付」)。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、**国が特例的に特別調整交付金によ** り財政支援を行うこととする。
  - ●対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

●支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して<br />
3日を経過した日から労務に服することができない期間

●支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

- ※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。
- ●適用

令和2年1月1日~9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)